

3 都市計画道路網見直しの基本的な考え方

(1) 見直しのための前提条件の整理

ア 見直し検討対象路線

本市の都市計画道路網は、第2章の(2)に示したとおり、幹線街路が計画延長の約9割を占めており、都市計画道路網の根幹を形成しています。また、事業が実施されていない路線や区間のほとんどが幹線街路であることから、見直し検討は、幹線街路を中心に行うこととします。

一方、市内には都市計画決定された自動車専用道路もありますが、完成済又は一部事業中(事業承認取得済)となっています。また、その必要性等について検証する場合には、首都圏の道路体系などを踏まえた広域的な観点から検証、評価することが必要であるため、別途検討することが望ましいと考えます。

ただし、幹線街路の見直しを行う際には、自動車専用道路との関係性を踏まえて検討を行います。

なお、幹線街路や自動車専用道路以外にも、区画道路や歩行者専用道路などの一部が都市計画道路となっていますので、これらも検討対象に加えることとします。

イ 整備状況や課題に応じた見直しの実施

都市計画道路網の見直しは、事業が実施されていない路線等の必要性検証を中心に、道路の整備状況や課題に応じて、図3-1のとおり行うこととします。

(ア) 事業が実施されていない路線等の必要性検証

事業が実施されていない路線や区間(事業の実施が予定されているものを除く。)については、社会経済情勢の変化や将来都市像を踏まえ、今後も都市計画道路として存続させていくことの必要性について検証します。

また、事業開始後5年間経過しても用地取得が全く進んでいないなど完成の見込みが立たない路線や区間についても、必要に応じて検討対象に加えます。

なお、都市計画決定後の経過年数については、原則として条件としませんが、見直し検討期間中に都市計画決定(変更)したものは対象外とします。

(イ) 事業の実施が予定されている路線等の事業実行性検証

道路整備計画(以下、「道路整備プログラム」とします。)等に事業目標年次が位置付けられているなど、事業の実施が予定されている路線や区間については、事業の実行性を検証します。

事業の実施が予定されている路線や区間であっても、地形条件や沿道状況等によっては、道路の線形や構造などを都市計画で定めるとおり整備することが困難な場合があります。そのため、事業の実行性を検証し、問題がある場合には、実行性のある都市計画道路となるよう計画の見直しを検討します。

なお、(ア)必要性検証によって必要性が確認された路線や区間については、基本的には、本検討において事業実行性の検証は行わず、今後の事業化の動向、社会経済情勢の変化、事業の実施による沿道地域への影響などを踏まえ、適時適切に、検証することとします。

(ウ) 道路交通問題を抱える完成済の路線等の改良方針検討

既に、完成している都市計画道路であっても、著しい交通渋滞が発生しているなど、道路交通問題の早期改善に向けて重点的な取組が必要な路線や区間については、改良方針を検討します。なお、改良方針の検討が必要な完成済の路線や区間については、道路交通実態に関する調査結果などを踏まえ、選定することとします。

また、(ア)必要性検証によって必要性が確認された路線や区間についても、現計画のままでは将来的に道路交通問題の発生が考えられる場合などは、検討対象に加え改良方針を検討することとします。

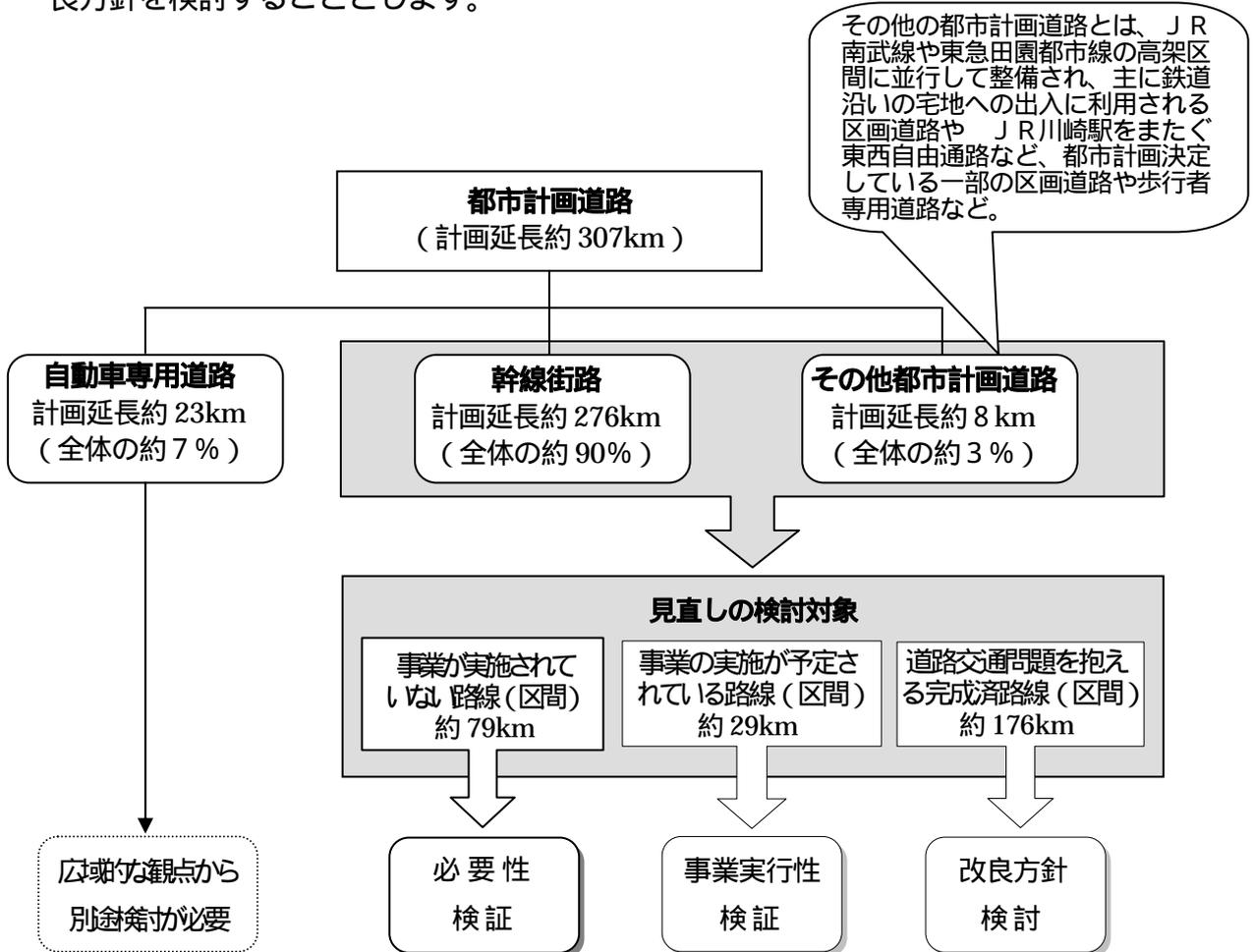


図3 - 1 見直しの前提条件と検討概要